

# 「消費者保護法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 消費者保護法

### 前文省略

\* 仏暦二五四一年〔西暦一九九八年消費者保護法(第二版)〕による改定増補を折り込んで記載。

### 第一条

本法令を「仏暦二五二二年〔西暦一九七九年〕消費者保護法(プララーチャバンヤット・クムクロン・プーポリポーク)」と呼ぶ。

### 第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。

### 第三条

本法令において、

「購入(スー)」とは、金銭もしくはその他の利得である代価を支払っての賃借、割賦購入、あらゆる入手も意味する。

「販売(カーイ)」とは、金銭もしくはその他の利得である代価を請求しての賃貸、割賦販売、あらゆる調達も意味し、当該行為のための提示、勧誘も含める。

「商品(シンカー)」とは、販売目的に製造、もしくは保有していた物を意味する。

「サービス(ポリカーン)」とは、金銭もしくはその他の利得である代価を請求しての業務請負、権利付与、もしくは財産または事業の使用の提供、利益の提供を意味する。ただし労働法に基づく雇用は含まない。

「製造(バリット)」とは、作成、混合、改良、構成、創造、もしくは改変を意味し、改造、矯正、選別、仕分けも意味する。

「消費者(プー・ポリポーク)」とは、事業者からの商品購入者もしくはサービスを受けた者、あるいは事業者から商品購入またはサービス利用について提示、勧誘を受けた者を意味し、代価を支払った者であるか否かを問わず、正当に事業者からの商品を使用する、もしくはサービスを受ける者も含む。

「事業者(プー・プラコーブ・トゥラキット)」とは、商品の販売者、販売目的の製造者、販売目的の注文者または輸入者、あるいは転売目的の商品購入者、もしくはサービス提供者を意味し、広告事業者も含める。

「内容(コークワーム)」とは、字句、絵図、映像、光、音、記号による行為、もしくはその他の行為で一般人が意味を理解できるようにすることも意味する。

「広告(コーサナー)」とは、その方法を問わず、商業のために民衆が内容を見る、もしくは知るようさせる行為も意味する。

「広告媒体(スー・コーサナー)」とは、広告における媒体として使用されるもの、例えば新聞、印刷物、

ラジオ、テレビ、郵便電報、電話、もしくは看板を意味する。

「ラベル(チャラーク)」とは、商品または商品の容器、梱包物に掲げられた、もしくは商品、商品の容器、梱包物とともに挿入された商品に係る内容を明らかにする絵図、模様、紙、またはその他の物を意味し、商品とともに使用するための書類、取扱い説明書、商品またはその商品の容器、梱包物に貼付もしくは掲示されたレッテルも意味する。

「契約(サンヤー)」とは、商品売買もしくはサービスの提供、受容のための消費者と事業者間の合意を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、消費者保護委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、消費者保護委員を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### 第四条

消費者は以下の保護を受ける権利を有する。

- (一) 商品またはサービスに係る情報とともに正しく十分な品質の説明を受ける権利
  - (二) 商品またはサービスの自由な選択における権利
  - 三 商品またはサービスの使用における安全性の権利
  - (三の二) 契約締結における公正さを享受する権利
  - (四) 損害の審査、補償を受ける権利
- その権利は当該法律、もしくは本法令に基づく。

#### 第五条

本法令に基づく職務遂行において、係官は以下の権限義務を有する。

- (一) 商品の計測、検査、及び商品の代金を支払わずに試験のためのサンプルとして適当な量において、その商品を保管する、もしくは持ち出す。このとき、委員会が定めた原則に従う
- (二) 本法令違反があると疑われる事由がある場合、訴訟に資するために本法令に従っていない商品、商品の容器または梱包物、ラベルもしくはその他の書類を押収、差し押える。
- (三) 本法令違反があると疑われる事由がある場合、商品の製造、商品またはサービスの販売のための場所もしくは乗物に立ち入り、事業者の帳簿、書類、関係設備を検査する
- (四) 係官の審査を構成するために特定の人物に証言させる、もしくは必要な書類及び証拠を提出させる召喚状を発行する。

第一段に基づく職務遂行において、関係者は係官にしかるべき便宜を供する。

#### 第六条

第五条(三)に基づく職務遂行は、緊急でなければ、係官は通知書をもってその場所または乗物の所

有者もしくは占有者にしかるべき期間前もって事前に通知し、場所または乗物の占有者の前でこれをなす。所有者または占有者がそこにいないときは係官が証人として依頼した二人以上のその他の者の前でこれをなす。

第五条(二)に基づく差し押さえは、日照時間内においてのみ、これをなすことができる。

#### 第七条

本法令に基づく職務遂行において、関係者が求めた時、係官は身分証明書を提示しなければならない。

係官の身分証明書は省令で定めた様式に従う。

#### 第八条

総理大臣を本法令の主務大臣とする。主務大臣は係官を任命し、本法令に基づく省令を制定する権限を有する。

省令は官報で告示した時、施行することができる。

#### 第一章

#### 消費者保護委員会

#### 第九条

総理大臣を委員長とし、総理大臣秘書官、総理府事務次官、農業・協同組合省事務次官、商業省事務次官、内務省事務次官、産業省事務次官、運輸通信省事務次官、食品・薬事委員会事務局長、内閣が任命する八人以下の有識者を委員、消費者保護委員会事務局長を委員兼書記とする、「消費者保護委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

#### 第一〇条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 事業者の行為により困苦または損害を受けた消費者からの苦情を審査する
- (二) 第三六条に基づく消費者にとって危険となる商品に係る執行
- (三) 消費者に損害を与えるおそれのある、もしくは消費者の権利を損なうおそれのある商品またはサービスに係る通知、あるいは広報。ここにおいて商品またはサービスの名称、もしくは事業者の名を告示することもできる。
- (四) 専門委員会に対し助言及び提言し、専門委員会の命令への不服申立について審査・判定する
- (五) 専門委員会及び小委員会の職務遂行に係る規則を制定する
- (六) 法律が定めた権限及び義務に基づく執行をさせるため係官、公官庁、国家機関を監督、督促し、消費者の権利侵害に係る違反における訴訟を進めるため係官を督促する
- (七) 委員会が適当と判断した、もしくは第三九条に基づき申立て人のいる消費者の権利侵害に係る

#### 訴訟手続き

(八) 第四〇条に基づく協会の認証

(九) 消費者保護における政策及び標準に係る意見を大臣に具申し、内閣または大臣が委任したところに基づき消費者保護に係る件について審議し意見をまとめる

(一〇) 法律が委員会の権限及び義務と定めたところに基づくその他の執行

本条に基づく職務遂行において、委員会は消費者保護委員会事務局に遂行させ、委員会の審議に付すため具申意見を準備させることができる。

#### 第一一条

大臣任命委員の任期は一期三年とする。

退任した委員は再任されることができる。

#### 第十二条

第一一条に基づく退任のほか大臣任命委員は以下の時、退任する。

(一) 死亡した

(二) 辞任した

(三) 内閣が解任した

(四) 破産者となった

(五) 無能力者または純無能力者となった

(六) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪を除く

任期前に委員が退任した場合、内閣は別の者を代わりに委員に任命することができ、代わりに任命された者の任期は退任した委員の残り任期と同じとする。

内閣が任命した委員の残り任期がまだある期間中に新たな委員を任命した場合、新たに任命された委員の任期は在任中の委員の残り任期と同じとする。

#### 第十三条

委員会の会議において、委員長が会議に来なかった、または出席しなかったときは、会議に出席した委員が互選で一人の委員を会議の議長を選出する。

委員会の会議は毎回、全委員数の半数以上の委員の出席によって成立する。

会議での決議は多数決による。票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

#### 第十四条

以下の専門委員会を設置する。

(一) 広告担当委員会

(二) ラベル担当委員会

(三) 契約担当委員会

専門委員会は七人以上、一三人以下の委員会が任命したその件に係る有識者委員からなる。

専門委員の任期は一期二年とし、第一条第二段及び第一二条を準用する。

専門委員会は本法令で定めたところに基づく権限と義務、及び委員会が委任したところに基づく権限と義務を有する。

#### 第一五条

委員会及び専門委員会は、委員会または専門委員会が委任したところに基づく審議もしくは執行のために小委員会を設置することができる。

#### 第一六条

専門委員会及び小委員会の会議に第一三条を準用する。

#### 第一七条

委員会及び専門委員会は、苦情があった件、もしくは消費者保護に係る件の書類またはデータを提出するよう、いずれかの者に命じる権限を有する。

ここにおいて関係者を召喚して証言させることもできる。

#### 第一八条

本法令に基づく職務遂行において、委員会または専門委員会は消費者の権利侵害行為で告訴された者、もしくはその容疑者に対し、事実関係を指摘し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただしその必要がなく、緊急である場合はその限りではない。

本法令に基づく件についての規定または命令において、委員会または専門委員会は消費者、事業者双方に発生する損害を考慮する。適当と判断した場合、委員会または専門委員会は監督が規定もしくは命令に基づくよう一時的に条件、方法を定めることができる。

#### 第一九条

総理府内に消費者保護委員会事務局を設置する。

消費者保護委員会事務局長を置く。事務局長は消費者保護委員会事務局の公務全般において管理監督する権限を有する。公務を補佐する者として副事務局長及び事務局長補を置くこともできる。

#### 第二〇条

消費者保護委員会事務局は以下の権限と義務を有する。

(一)消費者の権利侵害による困苦または損害を受けた消費者からの苦情を受理し、委員会に提出する

(二)消費者の権利侵害の形態を有する行為をなす事業者の状況を追跡、監視し、消費者保護のために必要かつ適当な商品・サービス試験もしくは証明を用意する

- (三) 教育機関及びその他の機関と共同で消費者保護に係る問題の研究を支援、もしくは実行する。
- (四) 商品・サービスの安全性及び危険性に係る全レベルでの研究を振興、支援する。
- (五) 保健を振興し、国の資源の節約と最高度の利用となるような消費行動をもたらすため、消費者に研究を公開、及び知識を付与、啓蒙する
- (六) 商品・サービスの管理、振興、標準設定に係る権限義務を有する公官庁または国家機関との連絡調整
- (七) 委員会または専門委員会が委任したところに基づくその他の執行

## 第二章

### 消費者保護

#### 第二一条

以下の場合を除き、ある法律が特定の件について規定していた場合はその法律の規定を適用し、本章の規定も当該法律の規定と重複、相反しない限り適用できる。

(一) 消費者全体に資する必要がある場合、当該法律に基づく権限を有する担当官がまだ執行していない、もしくはその法律に基づくプロセスをすべて執行していないことが明らかで、専門委員会または委員会から通知書を受け取った日から九〇日以内に当該法律に基づく消費者保護に係る命令を出していないときは、専門委員会または委員会が本省の内容に基づく命令を下すよう総理大臣にその件について提出する

(二) (一)に基づく場合、遅滞させることができない緊急の必要がある時は、専門委員会または委員会が通知書なしで、もしくは(一)の条件に基づく九〇日の期限を待たずに、命令を下すよう総理大臣にその件について提出する。

当該法律が本章の規定に基づく消費者保護に係る命令権限者を定めていない場合、専門委員会が本章に基づく命令を出す権限を有する。ただし当該法律が命令権限者を有する場合は、委員会はその法律に基づく権限者に対し、専門委員会に代わって本法令に基づく権限行使を委任することができる。

第二段に基づくその法律に基づく権限者への権限の委任は官報で告示する。

#### 第一節

##### 広告面での消費者保護

#### 第二二条

広告は消費者にとって公正でない内容、もしくは社会全体に害をもたらすような内容を使用してはならない。ここにその内容が商品・サービスの発生地、性質、品質、もしくは形態、商品・サービスの引き渡し、調達、使用であるか否かを問わない。

以下の内容は、消費者にとって公正でない内容、もしくは社会全体に害をもたらす内容であるものと

みなす。

- (一) 虚偽もしくは誇大な内容
  - (二) 商品・サービスに係る重要部分において誤解を招く内容。このとき虚偽もしくは誇大でない研究報告、記録、あるいはその他の物を使用、もしくは引用しての行為であるか否かを問わない
  - (三) 直接的または間接的に法律違反もしくは道徳倫理逸脱、国の文化の衰退を招くことを促す内容
  - (四) 国民間の離反、もしくは団結の衰退をもたらす内容
  - (五) 省令で定めたその他の内容
- 一般人をして、はっきりと事実ではないことが分かる広告で使用された内容は、(一)に基づく広告で使用できない内容とはしない。

### 第二三条

広告は消費者の健康、心身に危険を及ぼす方法、もしくは消費者を苦しめる方法でこれをなしてはならない。

### 第二四条

広告担当委員会が、ある商品が消費者に危険を及ぼすと判断し、ラベル担当委員会がその商品を第三〇条に基づきラベル統制商品に定めた場合、広告担当委員会は以下の命令を出す権限を有する。

- (一) 広告担当委員会が定めた条件に従い、使用法、危険について説明文もしくは警告文とともに広告するよう規制する
  - (二) その商品のための広告媒体使用を制限する
  - (三) その商品の広告を禁止する
- (一)及び(三)の内容を、広告担当委員会がその商品の使用もしくは効能が国の社会政策、公序良俗に反すると判断した広告にも適用する。

### 第二五条

広告担当委員会が、ある商品もしくはサービスについて、事業者に係る様態、地位、その他の詳細についての事実関係を消費者が知るべきだと判断した場合、広告担当委員会は、その商品もしくはサービスの広告で広告担当委員会が定めたところに基づく当該事実関係を告げるよう定める権限を有する。

### 第二六条

広告担当委員会が、ある広告媒体を通した広告の内容は、広告のための意図を有する内容であることを消費者に知らせるべきだと判断した場合、広告担当委員会はその広告媒体を通した広告に対し、その内容が広告であることを民衆に告知しなければならないことを定める権限を有する。ここに広告担当委員会は従わなければならない条件を定めることもできる。

## 第二七条

広告担当委員会が、ある広告について第二二条、第二三条、第二四条(一)もしくは第二五条に違反していると判断した場合、広告担当委員会は以下の一つの、もしくは複数の命令を出す権限を有する。

- (一) 広告における内容または方法を是正させる
- (二) 広告で示された一部内容の使用を禁じる
- (三) 広告を禁止する、もしくは広告におけるその方法を禁止する
- (四) 消費者の中に生じた誤解を是正するために、広告担当委員会が定めた原則及び方法に基づき

広告させる

(四)に基づく命令において、広告担当委員会は消費者の利益に加え広告行為者の行為の善意性を考慮して、原則及び方法を定める。

## 第二八条

広告内容に第二二条第一段(一)に基づく虚偽がある、もしくは誇大内容があると疑える事由がある場合、広告担当委員会は広告行為者に対し真実を示すため証明させる命令を出す権限を有する。

広告行為者が広告の中である機関またはその他の者の学術報告、研究結果、記録、保証を引用している、もしくは事実関係を主張している場合、広告行為者が引用した広告内容の真実性を証明できないとき、広告担当委員会は第二七条に基づく命令を出す権限を有し、広告行為者がその内容が虚偽であると知っていた、もしくは知り得たものとみなす。

## 第二九条

自己の広告が本法令に違反している、もしくは反しているという疑いのある事業者は、広告する前に、広告担当委員会にその件について審査・判断するよう要請することができる。この場合、広告担当委員会は申請を受理した日から三〇日以内に判断を下し、要請人に通知しなければならない。当該期間中に通知がない場合、広告担当委員会が承認したものとみなす。

広告担当委員会への判断要請と手数料は広告担当委員会が定めた規則に従う。受け取った手数料は国家収入として国庫に収める。

第一段に基づく広告担当委員会の判断は、しかるべき事由がある時に広告担当委員会が別段の新たな決定を下す権限を損なうものとはみなさない。

第一段に基づく広告担当委員会の判断に従った行為は、刑事上の過失行為とはみなさない。

## 第二節

ラベル面での消費者保護

## 第三〇条

工場法に基づく工場で販売目的に製造される商品、及び販売目的で注文もしくは王国に輸入した商

品をラベル統制商品とする。

第一段の内容はラベル担当委員会が官報で告示し、定めた商品には適用しない。

その商品使用によって、もしくはその商品の性質によって健康、心身に危険を及ぼす恐れがあることが明らかな場合、あるいは第一段に基づくラベル統制商品でない一般民衆が日常使用する商品で、その商品に係る重要部分における事実関係を知らせるためにそのラベルを規定することが消費者にとって利益になる商品がある場合、ラベル担当委員会は官報で告示することによってその商品をラベル統制商品と定める権限を有する。

### 第三一条

ラベル統制商品のラベルは以下の形態を有していなければならない。

(一) 事実を即した内容を使用し、かつ商品に係る重要部分において誤解を生じる内容があってはならない

(二) 以下の内容を示さなければならない

(a) 製造者もしくは販売目的の輸入者の名称または商標

(b) 製造場所もしくは輸入事業の営業場所

(c) その商品が何の商品であることを示す内容の提示。輸入商品である場合は製造国名の提示

(三) 以下の必要な内容を提示しなければならない。すなわち価格、量、使用方法、説明、警告、使用期限のある商品の場合もしくは消費者保護のためのその他の場合は使用期限の年月日。このときラベル担当委員会が官報告示により定めた原則及び条件に従わなければならない

ラベル統制商品の販売目的の製造者もしくは販売目的の注文者または輸入者である事業者は、販売前のラベル作成者であり、そのラベルは第一段に掲げた内容を有していなければならない。ここに第一段(二)及び(三)に基づく内容はラベル担当委員会が官報告示により定めた原則及び方法に従い作成しなければならない。

### 第三二条

第三〇条に基づくラベルの内容規定は事業者が企業秘密の公開を強制するものではない。ただし当該内容が消費者の保健及び安全にとって必要なときはその限りではない。

### 第三三条

ラベル担当委員会があるラベルについて第三一条に従っていないと判断した時、ラベル担当委員会は当該ラベルの使用中止を、もしくは是正を事業者に命じる権限を有する。

### 第三四条

自己のラベルが第三一条に違反している、もしくは反していると疑う事業者は、事前にラベル担当委員会にそのラベルについての判断を審査するよう要請することができる。この場合、第二九条を準用する。

### 第三五条

ラベル統制商品に係る事業の管理及び検査に資するよう、大臣は係官の検査のため、当該商品における事業者が帳簿、書類、証拠を作成し、保管しなければならないことを官報告示により定める権限を有する。

第一段に基づく帳簿、書類、証拠の作成及び保管は省令の定めに従う。

### 第二節の二

#### 契約面での消費者保護

### 第三五条の二

商品販売もしくはサービス提供事業において、その売買契約もしくはサービス契約が文面で契約しなければならないとする法律がある、あるいは通常は文面での契約がなされているとき、契約担当委員会はその商品販売事業もしくはサービス事業を契約統制事業に定める権限を有する。

契約統制事業において、事業者が消費者と交わす契約は以下の形態を有していなければならない。

- (一) その契約事項がなければ消費者が事業者に対し過度に不利になるような契約事項を使用する
- (二) 消費者にとって不当な契約事項を禁じる

ここに、契約担当委員会が定めた原則、条件、詳細に従い、消費者全体に資するため、契約担当委員会は事業者に対し契約担当委員会が定めた書式に基づく契約を用意させることもできる。

第一段及び第二段に基づく規定は勅令により定められた原則及び方法に従う。

### 第三五条の三

契約担当委員会が契約統制事業の契約に対しある契約事項、もしくは第三五条の二に基づく条件付の契約事項を使用しなければならないことを定めた後に、その契約が当該契約事項を使用しなかった、もしくは当該契約事項を使用した条件に従わなかったとしても、その契約は当該契約事項を使用した、もしくはその条件に従い契約事項を使用したものとみなす。

### 第三五条の四

契約担当委員会が第三五条の二に基づき契約統制事業の契約について、ある契約事項を使ってはならないと定めた後に、その契約が当該契約事項を使用したとしても、その契約には当該契約事項がないものとみなす。

### 第三五条の五

契約担当委員会は特定の商品販売事業もしくはサービス事業を金銭受領の証拠における記述統制事業に定める権限を有する。

金銭受領の証拠における記述統制事業において、金銭受領の証拠は以下の形態を有していなければならない。

(一)その記述がなければ、もしくはその内容の使用がなければ、消費者が事業者に対し過度に不利になるような記述もしくは内容の使用

(二)消費者にとって不当な内容の使用を禁じる

ここに契約担当委員会が定めた原則、条件、詳細に従う。

第一段及び第二段に基づく規定は勅令で定められた原則及び方法に従う。

#### 第三五条の六

契約担当委員会が金銭受領の証拠における記述統制事業の金銭受領の証拠に、ある内容を使わなければならない、もしくは条件付である内容を使わなければならない、あるいは第三五条の五に基づきある内容を使用してはならないと定めた時、第三五条の三及び第三五条の四を当該金銭受領証拠にも準用する。

#### 第三五条の七

商品販売事業者もしくはサービス事業者が消費者に対し保証契約を約束している場合、当該契約は事業者またはその代理人の署名を付した文面でこれをなし、商品引渡しもしくはサービス提供と同時に消費者に対しその契約を引き渡さなければならない。

第一段に基づく契約が外国で作成されているときは、タイ語の訳文がなければならない。

#### 第三五条の八

事業者は第三五条の二に基づく契約事項、もしくは契約事項及び書式を有する契約を、あるいは第三五条の五に基づく記述と内容を有する金銭受領の証拠を、その種類の事業において通常なされている期間内に、もしくは契約担当委員会が官報告示によって定めた期間内に消費者に引き渡す義務を有する。

#### 第三五条の九

事業者で自己の契約書式もしくは金銭受領証拠書式が本法令に違反している、あるいは反していると疑う者は、事前に契約担当委員会に判断を要請することができる。この場合、第二九条を準用する。

### 第三節

#### その他の消費者保護

#### 第三六条

ある商品が消費者に危険を及ぼすと疑える事由がある時、委員会は事業者はその商品の試験もしくは証明を命じることができる。事業者が試験もしくは証明をしない、あるいはしかるべき事由なく試験、証明を遅らせたとき、委員会は事業者の出費により証明をすることができる。

試験もしくは証明の結果、その商品が消費者に危険を及ぼすことが明らかになれば、あるいは第三

○条またはその他の法律に基づくラベル規定によりその商品から生じる危険を防止できない場合、委員会はその商品の販売を禁じることができ、適当であれば事業者はその商品の変更を委員会が定めた期限内に実施させることを命じることができる。その商品が変更不可能である場合、もしくは事業者がその商品の販売目的の保管をする疑いがある場合、委員会は事業者に対し、事業者の費用負担でその商品の破毀を命じることができる。

必要かつ緊急の場合、ある商品が消費者に危険を及ぼすと信じられる事由があれば、委員会は第一段もしくは第二段に基づく商品試験または証明があるまでその商品の一時的な販売禁止を命じることができる。

第二段及び第三段に基づく商品の販売禁止は官報で告示する。

### 第三七条(廃止)

### 第三八条(廃止)

### 第三九条

委員会が消費者の権利侵害に係る訴訟にとりかかることが適当と判断した場合、もしくは権利を侵害された消費者から申立てを受理し、その訴訟が消費者全体にとって利益になると判断した時、委員会は検察局長の承認のもとに検察官を、もしくは法学士以上の資格を有する消費者保護委員会事務局の公務員を、消費者の権利侵害行為者に対し民事及び刑事訴訟を進める義務を有する消費者保護官に任命する権限を有し、委員会が裁判所に通知するために法務省に届け出た時、消費者保護官は委員会が委任したところに基づき訴訟を進める権限を有する。

裁判所における訴訟で消費者保護官は財産もしくは損害額を請求し、申し立てた消費者にこれを与える権限を有する。このとき全手数料は免除される。

### 第四〇条

消費者保護の目的もしくは商業上の不正競争に反対する目的を有する協会で、その協会の定款のうち理事会、会員及び協会の運営方法に係る部分が省令で定められた条件に従っているとき、その協会は第四一条に基づき訴える権利及び権限を認証するよう委員会に申し立てることができる。

第一段に基づく申立ては省令で定めた原則及び方法に従う。

第一段に基づく協会の認証は官報で告示する。

### 第四一条

消費者の権利侵害に係る訴訟において、委員会が第四〇条に基づき認証した協会は、民事訴訟、刑事訴訟における権利、もしくは消費者保護のための訴訟において一連の審議を進める権利を有し、協会の会員から損害額の請求の委託を文面で受けたときに、協会の会員の代わりに損害額を請求する権限を有する。

第一段に基づく訴訟において協会は訴訟を取り下げることができない。ただし裁判所が、訴訟の取り下げがあっても消費者全体の保護に悪影響を与えないと判断し、これを許可したときはその限りではない。協会の会員に代わっての損害額請求に係る民事訴訟について、訴訟当事者が合意もしくは和解した場合において訴訟取消または判決は、損害額請求を委託した会員の承諾を裁判所に示した文書がなければならない。

#### 第四二条

民商法典及びその他の法律の規定に基づき行動しなければならないほかに、第四〇条に基づき委員会から認証を受けた協会は、委員会が定めた規則に従わなければならない。

第四〇条に基づき委員会が認証した協会が委員会の定めた規則に従わないことが明らかになった時、もしくはその協会が悪意の訴訟を進めていることが明らかな状況がある時、委員会はその協会への認証を取り消す権限を有する。

本条に基づく協会認証の取消は官報で告示する。

本条に基づき認証を取り消された協会がすでに裁判所に訴え、裁判所の審判が途中である場合は、裁判所はその訴訟を棄却する。

### 第三章

#### 不服申立て

#### 第四三条

専門委員会の第二七条もしくは第二八条第二段に基づく命令を受けた者で、当該命令に不服の者は委員会に不服を申し立てる権利を有する。

#### 第四四条

第四三条に基づく不服申立ては専門委員会の命令を知った日から一〇日以内に委員会に提出する。

不服申立て手続きの原則及び方法、申立ての審査方法は省令が定めたところに従う。

第一段に基づく命令への不服申立ては専門委員会の命令に基づく強制を猶予しない。ただし委員会が申立ての判定前に暫定的に別段の命令を下した場合はその限りではない。

委員会の判定は最終的なものとする。

### 第四章

#### 罰則規定

#### 第四五条

第五条に基づく係官の執行を妨害した、もしくは便宜を供しなかった、証言しなかった、書類または証

拠を提出しなかった者は、一ヶ月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四六条

第一七条に基づく委員会もしくは専門委員会の命令に従わなかった者は、一ヶ月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四七条

その商品もしくはサービスが自己のものであっても、他人のものであっても、意図的に商品もしくはサービスの発生地、性質、品質、量、もしくはその他の重要部分で誤解を生じせしめた者、虚偽の内容で、あるいはその内容が誤解を生じさせることを知っていて、または知り得ていながら広告した者、ラベルを使用した者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づく違反行為者が再び違反を犯したときは、一年以下の禁固、もしくは一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四八条

第二二条(三)もしくは(四)に基づく内容、あるいは第二二条(五)に基づき制定された省令の規定に基づく内容を使用して広告した者、もしくは第二三条、第二四条、第二五条、第二六条に違反した、または従わなかった者は、三ヶ月以下の禁固、もしくは三万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四九条

第二七条もしくは第二八条第二段に基づく広告担当委員会の命令に従わなかった者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五〇条

第四七条、第四八条もしくは第四九条に基づく行為が広告媒体所有者、または広告事業者の行為であれば、その行為者はその罰則規定の半分の罰則に処する。

#### 第五一条

第四七条、第四八条、第四九条、もしくは第五〇条に基づく違反行為が継続的なものであれば、その行為者は、その行為の期間中にわたって一日一万バーツ以下の罰金、もしくはその広告費用の二倍以下の罰金に処する。

#### 第五二条

第三〇条に基づくラベル統制商品をラベルなしで、もしくはラベルがあったとしても不適当なラベルあ

るいはラベル表示で販売していた者、もしくは第三三条に基づきラベル担当委員会が使用を禁止したラベルのまま商品を販売した者で、ラベルがない、あるいは法律に基づき正しくないラベル表示であることを知りながら、または知り得ていながらそうした商品を販売した者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づく行為が販売目的の製造者、もしくは販売目的の発注者または輸入者であるとき、その行為者は一年以下の禁固、もしくは一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五三条

第三三条に基づきラベル担当委員会の命令に従わなかった者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五四条

法的に正しくないラベルを請負作成した者、もしくは法的に正しくないラベルを商品に請負貼付した者は、二万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第五五条

第三五条に基づき制定された省令に従わなかった者は、一万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第五六条

消費者に危険を及ぼすおそれがあることを理由に、委員会が第三六条に基づき販売を禁じた商品を販売した事業者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

その事業者が販売目的の製造者、もしくは販売目的の発注者または輸入者であるときは、五年以下の禁固、五〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五七条

第三五条の八に基づき期間内に消費者に対し、第三五条の二に基づき正しい契約事項を有する、もしくは契約事項と書式を有する契約を引き渡さなかった者、あるいは第三五条の五に基づき正しい内容を有する金銭受取の証拠を引き渡さなかった事業者は、一年以下の禁固、もしくは一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

消費者が支払うべき金額を超える金額を記して金銭受取の証拠を引き渡し、消費者からその金銭を受け取った事業者は、一ヶ月以下の禁固、もしくは五〇〇パーツ以上一万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。ただし自己がその事業の営業に当たってしかるべき注意を払ったことを証明できるときはその限りではない。

#### 第五七条の二

第三五条の七に違反した、もしくは従わなかった事業者は、一年以下の禁固、もしくは一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五八条

事業者の事業所内で本法令違反行為をなした者がおり、その行為が事業者の利益のためになされたとき、事業者は共同違反行為者であるものと推定する。ただし事業者が相当の注意をもってしてもその者の違反行為を予期できなかったことを証明できるときはその限りではない。

#### 第五九条

本法令に基づき罰せられる違反行為者が法人である場合、その法人の取締役、マネージャー、業務責任者がその違反に対し定めた罰則規定に基づき罰せられる。ただし自己がその法人の違反行為に無関係であることを証明できるときはその限りではない。

#### 第六〇条

ある事業者が故意に損害を与えようと、悪意をもって第四〇条に基づき委員会が認証した協会を使用、雇用、依頼、唆して裁判所に民事もしくは刑事訴訟としてその事業者を訴えさせた者は、六ヶ月以下の禁固、もしくは五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第六一条

本法令に基づく執行により得た、もしくは知り得た通常非公開としている事業者の事業に係る事実関係を公開した者は、一年以下の禁固、もしくは一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。ただし公務、もしくは捜査のために、あるいは訴訟審理における公開はその限りではない。

公務もしくは捜査あるいは訴訟審理により第一段に基づく者から事実関係を得た、または知り得た者で、いずれかの者に損害を与えるおそれのある事実関係を公開した者は、第一段と同じ刑罰に処する。

#### 第六二条

本法令に基づく一連の違反行為において、委員会は略式命令を下す権限を有し、委員会はしかるべき判断に基づき略式命令における原則、もしくは受任者に対する条件を定めることで、専門委員会もしくは小委員会、捜査官または係官に略式手続きを委任する権限を有する。

第一段の規定下に、捜査において捜査官が本法令違反者を発見し、その者が略式手続きを承諾したときは、捜査官はその者が略式手続きを承諾した日から七日以内に委員会、もしくは第一段に基づき委員会が略式命令を下す権限を委任した者に通達する。

違反行為者が略式命令に基づき料金を払い込んだ時、事件は刑事訴訟法に基づき終了したものとみなす。

仏暦二五四二年(西暦一九九九年)契約統制事業と契約の形態を定めるに当たっての原則及び方法を定める勅令

(前文省略)

#### 第一項

本勅令を「仏暦二五四二年・契約統制事業と契約の形態を定めるに当たっての原則及び方法を定める勅令(プララーチャクリサディカー・ガムノッド・ラックゲーン・レ・ウィティガーン・ナイ・ガムノッド・トゥラキット・ティー・クワップクム・サンヤー・レ・ラックサナ・コーン・サンヤー)」と呼ぶ。

#### 第二項

本勅令は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は一九九九年一〇月五日]

#### 第三項

契約担当委員会はある特定の商品販売事業もしくはサービス事業を契約統制事業に定める。その商品販売事業またはサービス事業は以下のいずれかの形態に該当していなければならない。

- (一)消費者にとって不当な合意が使われる事業である
- (二)普及した既成の契約が使われる事業である
- (三)事業者が消費者に対して有利な交渉権限を有した事業である。このとき経済的地位、知識理解力及び通曉性を考慮する

#### 第四項

契約の形態を定めるに当たっては以下の原則に従わなければならない。

- (一)消費者に自己の権利及び義務を知らせ、商品もしくはサービスに係る情報をケースに従ったしかるべき明瞭さをもって知らせる
- (二)適当な事由なく重要部分について事業者の責任の制限もしくは免除がない
- (三)事業における誠実性を考慮しなければならない
- (四)契約違反があった場合、適当な時間内に損害をフォローする
- (五)消費者保護に対する重要な件について、事業者の意思に係る証拠をはっきりと示す
- (六)事業に対し過度の負担増にならないようにしなければならない

#### 第五項

契約統制事業及び契約形態の規定の布告前に、契約担当委員会は問題の範囲及び形態を考慮して、事業者と直接影響を受ける消費者からその意見を聴取する。すなわちセミナー開催、会議開催、もしくは一般民衆からの意見聴取をする。ここにおいて国の機関、事業に係る機関、または消費者保護に係る機関から意見を聴取することもできる。

第六項

総理大臣を本勅令の主務大臣とする。

仏暦二五四二年・金銭受取証拠の記述を統制する事業を定めるに当たっての原則・方法、及び金銭受取証拠の形態を定める勅令

(前文省略)

第一条

本勅令を「仏暦二五四二年・金銭受取証拠の記述を統制する事業を定めるに当たっての原則・方法、及び金銭受取証拠の形態を定める勅令(ブララーチャクリサヂカー・ガムノッド・ラックゲーン・レ・ヴィテイガーン・ナイ・ガーンガムノッド・トゥラキット・ティー・クワップクム・ラーイガーン・ナイ・ラクターン・ガーンラップグン・レ・ラックサナ・コーン・ラクターン・ガーンラップグン)」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は一九九九年一〇月五日]

第三条

契約担当委員会は商品販売事業もしくはサービス事業を金銭受取証拠における記述統制事業に定める。その商品販売事業もしくはサービス事業は以下のいずれかの形態に属していなければならない。

- (一) 消費者の日常生活に係る事業である
- (二) 事業者が消費者より交渉権限を有する事業である。このとき経済的地位、知識理解、通曉性を考慮する
- (三) 金銭受取証拠の記述を規定することが消費者保護にとって利益となる事業である

第四条

金銭受取証拠の形態の規定は以下の原則に従わなければならない。

- (一) 金銭受取証拠の記述の規定が無理なくできる
- (二) 事業に対し過度の負担増とならない
- (三) 消費者の利益を保護できる。例えば商品もしくはサービスの価値、価格の検査において証拠として使える、あるいは商品販売もしくはサービス提供に係る責任性の証明における証拠として使える

第五条

金銭受取証拠の記述を統制する事業、及び金銭受取証拠の形態の規定の布告前に、契約担当委員会は問題の範囲及び形態を考慮して、事業者と直接影響を受ける消費者からその意見を聴取する。

すなわちセミナー開催、会議開催、もしくは一般民衆からの意見聴取をする。ここにおいて国の機関、事業に係る機関、または消費者保護に係る機関から意見を聴取することもできる。

#### 第六項

総理大臣を本勅令の主務大臣とする。

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された(仏暦二五二二年)省令(係官の身分証明書規定)

(省略)

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された(仏暦二五二四年)省令二号(不服申立ての原則、方法)

(前文省略)

#### 第一項

第四三条に基づく専門委員会の命令に対する不服申立ては、専門委員会の命令を受けた者が自己のためにこれをなさなければならず、他者のため、もしくは他者に委任して不服申立てすることはできない。

#### 第二項

第一項に基づく不服申立ては文面でこれをなし、その文面には以下の事項がなければならない。

- (一) 申立て提出の年月日
- (二) 申立て人の名及び住所
- (三) はっきりとした事実関係の指摘、及び不服申立てにおいて引用する法律条項とその目的
- (四) 申立て人の署名

ここに、専門委員会の命令の謄本と、不服申立てを構成する証拠書類がもしあればその書類を添付する。

#### 第三項

不服申立ての提出は、申立て人が消費者保護委員会事務局において係官に提出する、もしくは消費者保護委員会事務局長宛に書留郵便で送付することもできる。書留郵便の場合は郵便消印日を申立て提出日とみなす。

#### 第四項

不服申立てを受理した時、消費者保護委員会事務局長もしくはその受任者は証拠として申立て人に申立て受理書を発行する。消費者保護委員会事務局において係官に提出した申立ては、申立て日に申立て人に対し申立て受理書を発行する。書留郵便で申立てを受理した場合は受理日から三日以内に申立て人に対し申立て受理書を送付し、消費者保護委員会事務局は速やかに審査のため委員会に提出する。

#### 第五項

委員会は自ら不服申立てを審査する。もしくは小委員会に審査を委任し、まず不服申立てに係る意見を提出させることもできる。

不服申立ての件について利害関係のある委員もしくは小委員は委員会もしくは小委員会に説明することはできるが、その不服申立ての審査の会議には参加できない。

#### 第六項

小委員会は申立て人もしくは不服申立てのあった件に関係する者に通知し、小委員会に対し不服申立て審査のために書類もしくは情報を送付させることができる。このとき当該人物に小委員会に対し証言させることもできる。

#### 第七項

申立て人が委員会の第一七条に基づく命令に対し、委員会から命令を受け取った日から七日以内に委員会に文面で反対事由を通知せずに、従わなかった場合、申立て人は不服申立てを放棄したものとみなす。

#### 第八項

申立て人が不服申立てを放棄した、もしくは取り下げた場合、委員会はその不服申立てを抹消する。

#### 第九項

専門委員会の命令に対する不服申立ては、放棄もしくは取り下げたとき、再びその件で不服申立てしてはならない。

#### 第一〇項

第五項に基づき委員会が小委員会に不服申立ての審査と不服申立てに係る意見具申を委任した場合、小委員会は委員会から不服申立てを受け取った日から一五日以内に審査、意見具申しなければならない。ただし審査がまだ終了していない場合、小委員会は一回一五日を超えない範囲で審査期間を延長し、毎回審査期間延長が必要な事由を記録し、委員会が定めた期間に基づきそれを委員会に報告する。

第一一項

委員会は不服申立て審査を申立て受理日から六〇日以内に終了しなければならない。ただし審査期間延長が必要な事由があるときは、一回一五日を超えない範囲で審査期間を延長し、毎回審査期間延長が必要な事由を記録する。

第一二項

委員会が不服申立て審査を終えた時、以下のいずれかの判定を下す。

(一)その不服申立てが第四四条第一段に基づく期限を超過して提出されたと判断したとき、もしくは法律条項の問題に対する不服申立てであり、その法律条項の問題が判定を受けるような事項でないと判断したとき、あるいはその不服申立ての件が裁判所での訴訟になっている、または裁判所が確定判決、命令を下したとき、その申立ては却下する

(二)専門委員会の命令が正しいと判断したときは、それが同じ事由であっても、別の事由であっても、専門委員会の命令を支持する決定を下す

(三)専門委員会の命令が正しくないと判断したときは、専門委員会の命令を取り下げ、その問題に対し新たな判定を下す

(四)専門委員会の命令が部分的に正しいが、部分的に正しくないと判断したときは、正しい部分については支持する判定を下し、正しくない部分については新たに判定を下す。

第一三項

第一二項に基づく委員会の判定は、文面でこれをなし、判定の事由をはっきりと示し、その不服申立ての審査に加わった委員全員の署名を付す。

第一四項

消費者保護委員会事務局長は委員会の判定があった日から三日以内に申立て人に委員会の判定を通知する。

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第三号(仏暦二五二六年)(王室に関わる広告内容、懸賞広告の規制)

(前文省略)

以下の内容を第二二条第二段(五)に基づく形態に含める。

「(一)許可を得ずに国王、王妃、王位継承者、または枢密顧問に係る事実関係を使用した、あるいは引用した商品もしくはサービスの広告内容。このとき以下の場合はその限りではない。

(a)商品もしくはサービスの展示会またはコンテストで賞としてメダル、証明書、賞状、あるいはその他のマークを国王、王妃、王位継承者、枢密顧問から取得したことに言及した広告内容

(b) 事業で王許を得た、国璽使用で王許を得た、もしくは神鳥(クルット)紋の下賜を受けた事に言及した広告内容

(二) 王族への慶祝の内容、もしくは国王、王妃、王位継承者、枢密顧問に係る引用のある内容を、商品もしくはサービスの広告部分の内容を分けた上での、王族への慶祝の内容もしくは国王、王妃、王位継承者、枢密顧問に係る引用のある内容を含む商品もしくはサービスの広告内容

(三) 事業者が賭博法に基づく担当官から許可を得る前に、賞品進呈もしくは懸賞を示した、あるいは告示した賞品もしくはサービスの広告内容

(四) 事業者が賭博法に基づく担当官から許可を得て、賞品進呈もしくは懸賞を示した、あるいは発表した賞品もしくはサービスの広告内容で、以下の詳細を示さなかった広告内容

(a) 懸賞における原則、方法、条件、もしくは規定

(b) 懸賞期間の開始と終了の年月日

(c) 進呈品もしくは賞品の種類と形態、各進呈品もしくは賞品の量と価値、あるいは各種類の価値合計

(d) 懸賞を実施する区域もしくは場所

(e) 懸賞の当選決定年月日時と実施場所

(五) 以下の詳細を示さずに、事業者が賞品付コンテスト、もしくは景品提供、無償による権利または利益の提供を示した、あるいは発表した賞品もしくはサービスの広告内容

(a) 賞品付コンテスト、もしくは景品提供、権利または利益の提供における原則、方法、条件、もしくは規定

(b) 賞品付コンテスト、もしくは景品提供、無償による権利または利益の提供の期間の開始と終了の年月日

(c) 賞品、景品、権利もしくは利益それぞれの種類と形態、価値、あるいは各種類の価値合計

(d) 賞品付コンテスト、もしくは景品提供、無償による権利または利益の提供を実施する区域もしくは場所

(e) 賞品付コンテストの受賞者決定年月日と実施場所

(f) 事業者が景品、権利もしくは利益を提供する店、あるいは販売代理人」

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第四号(仏暦二五二八年)(不動産販売広告内容の規制)

(前文省略)

以下の内容を、仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第三号(仏暦二五二六年)の(六)及び(七)に追加する。

「(六)以下の詳細を示さない、新聞、印刷物もしくは看板広告での Condominium におけるユニットルーム販売広告内容

- (a) その建物がコンドミニアム法に基づきコンドミニアム登録していない場合
- 一、当該コンドミニアムがコンドミニアム法に基づき登録していないことを示す広告内容
  - 二、コンドミニアムを建設する土地の所有者名、土地の位置、土地登記書番号、及び共有財産となる土地の面積
  - 三、コンドミニアム販売広告での販売事業者がその土地の所有者でない場合は、その事業者名
  - 四、コンドミニアム販売広告での法人である販売事業者の登録資本金、払込済み資本金、及び社長(カマカーン・プーチャッカーン)名、もしくはマネージング・パートナー(フンスワン・プーチャッカーン)名
  - 五、もしあれば当該土地建物に係る拘束義務
  - 六、当該建物の建設着工年月日と建設終了予定年月日
- (b) その建物がコンドミニアム法に基づきコンドミニアム登録されていた場合
- 一、コンドミニアム登録番号
  - 二、ユニットの所有者名、ユニット番号、土地の位置、土地登記書番号、共有財産となる土地の面積
  - 三、ユニット販売広告での販売事業者がユニット所有者でない場合は、その事業者名
  - 四、ユニット販売広告での法人である販売事業者の登録資本金、払込済み資本金、及び社長名、もしくはマネージング・パートナー名
  - 五、もしあれば当該ユニットに係る拘束義務
- (七) 以下の詳細を示さずに、新聞、印刷物もしくは看板広告での土地分譲による土地販売広告内容。このときその土地販売事業者が土地分譲法に基づき分譲事業許可を得ているかどうか、あるいは建物付での土地販売かどうかを問わない。
- (a) 土地の所有者名、土地の位置、土地登記書番号、及び土地分譲法に基づく土地分譲許可番号
  - (b) 土地販売広告での販売事業者がその土地の所有者でない場合は、その事業者名
  - (c) 土地販売広告での法人である販売事業者の登録資本金、払込済み資本金、及び社長名、もしくはマネージング・パートナー名
  - (d) もしあれば当該土地建物に係る拘束義務

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第五号(仏暦二五三四年)(懸賞広告内容規制の改定)

(前文省略)

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第三号(仏暦二五二六年)の(四)及び(五)を廃止し、以下に置き換える。

「(四)事業者が賭博法に基づく担当官から許可を得て、賞品進呈もしくは懸賞を実施することを示した、あるいは発表した賞品もしくはサービスの広告内容、または事業者が賞品付コンテストを実施することを示した、あるいは発表した賞品もしくはサービスの広告内容で、以下の詳細を示さなかった広告内容

- (a) 懸賞もしくは賞品付コンテストにおける原則、方法、条件、もしくは規定
- (b) 懸賞もしくは賞品付コンテスト期間の開始と終了の年月日。ただしテレビ広告である場合は、懸

賞もしくは賞品付コンテスト期間の開始時期は映像部分か音響部分で明示すればよく、その終了時期は映像部分及び音響部分で明示しなければならない。

(c) 進呈品もしくは賞品の種類と形態、各進呈品もしくは賞品の量と価値、あるいは各種類の価値合計。ただしラジオまたはテレビの広告である場合、事業者は進呈品または賞品価値、あるいは各種類の価値合計を示さなくてよく、全種類の進呈品または賞品の価値合計を示さなくてはならない。

進呈品または賞品の価値が消費者の一般的に知るところとなっており、その広告内容が進呈品または賞品の種類及び形態をはっきりと消費者に知らせている場合、事業者はその進呈品または賞品の価値を示さなくてもよい。

(d) 懸賞もしくは賞品付コンテストを実施する区域もしくは場所。ただし全国で実施する場合はその限りではない

(e) 懸賞もしくは賞品付コンテストの当選決定年月日時と実施場所

(f) 懸賞もしくは賞品付コンテストによる進呈品もしくは賞品の受賞者を発表する広告媒体

(五) 以下の詳細を示さずに、事業者が景品提供、無償による権利または利益の提供を示した、あるいは発表した賞品もしくはサービスの広告内容

(a) 景品提供、権利または利益の提供における原則、方法、条件、もしくは規定

(b) 景品提供、権利または利益の提供の期間の開始と終了の年月日。ただし以下の場合はその限りではない

一、テレビ広告の場合は、景品提供、権利または利益の提供の期間の開始を規定した広告内容は映像部分か音響部分で明示すればよく、期間の終了を規定した広告内容は映像及び音響部分で明示しなければならない

二、商品に添付することで消費者がその景品を視認できる形の景品提供の場合、もしくはその商品の梱包材の中に景品を収納し、かつその商品の梱包材に商品販売と同時に無償の景品提供を実施することを示していた景品提供の場合

(c) 景品、権利もしくは利益それぞれの種類と形態、価値、あるいは各種類の価値合計。ただしラジオ広告もしくはテレビ広告の場合、事業者は景品、権利もしくは利益それぞれの価値、あるいは各種類の価値合計を示さなくてもよく、景品、権利もしくは利益の全種類の価値合計を示さなければならない。

無償の景品、権利もしくは利益の価値が消費者の一般的に知るところとなっており、その広告内容が無償の景品、権利もしくは利益の種類及び形態をはっきりと消費者に知らせている場合、事業者はその無償の景品、権利もしくは利益の価値を示さなくてもよい。

(d) 無償の景品、権利もしくは利益を提供する区域もしくは場所。ただし全国で実施する場合はその限りではない

(e) 消費者が無償の景品、権利もしくは利益を受け取ると定められた場所。ただし以下の場合はその限りではない

一、景品、権利もしくは利益を一般商店、もしくはその賞品の販売代理人のところで受け取るよう手配した場合、もしくは

二、商品に添付することで消費者がその景品を視認できる形の景品提供の場合、もしくはその商品

の梱包材の中に景品を収納し、かつその商品の梱包材に商品販売と同時に無償の景品提供を実施することを示していた景品提供の場合」

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第六号(仏暦二五三八年)(王族への慶祝と広告の規制についての改定)

(前文省略)

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第三号(仏暦二五二六年)の(二)を廃止し、以下に置き換える。

「(二)王族への慶祝の内容、もしくは国王、王妃、王位継承者、枢密顧問に係る引用のある内容と一緒の、あるいは共に明示した商品もしくはサービスの広告内容、事業者の商標その他のマーク、あるいは事業者への連絡場所・方法を示した内容。ただし事業者の名、もしくは慶祝者の名はその限りではない。

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第七号(仏暦二五三八年)(不動産広告内容規制についての改定)

(前文省略)

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第四号(仏暦二五二八年)によって改定増補された仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第三号(仏暦二五二六年)の(六)及び(七)を廃止し、以下に置き換える。

「(六)コンドミニアム法に基づきコンドミニアム登録をしていないコンドミニアム内のユニット販売の広告内容

(a)以下の詳細を示していない新聞もしくは印刷物での広告内容

(1)建築物管理法に基づき地域の担当官から建築許可書を取得していない、もしくは取得済みであることを示す内容

(2)コンドミニアム建設の開始年月と終了予定年月

(3)建設終了後にコンドミニアム法に基づきコンドミニアム登録することを示す内容

(4)事業地の位置、土地登記書番号、面積、及び土地区画とコンドミニアム立地場所を示す設計図

(5)土地及びコンドミニアムの金融機関、自然人もしくは法人に対する拘束義務の有無を示す内容

(6)そのコンドミニアムの階数及びユニット数

(7)同じ棟のコンドミニアム内に居住用もしくは事務所用のユニット、あるいは居住用と事務所用のユニットがあることを示す内容

(8)コンドミニアム法に基づきユニットの所有者が支払わなければならない費用及び税額に係る内容

(9)広告でコンドミニアム法で規定された以外のユニット外部の個人財産もしくは共有財産の提供を示している場合、個人財産及び共有財産となる財産のリスト及び規模に加え、その財産の建設開始もしくは調達開始年月と建設、設置完了年月

(10)コンドミニアム事業者の名及び住所、及び法人である場合は登録資本金、払込済み資本金、マ

ネーシング・ダイレクターもしくは代表社員、あるいは法人を拘束する署名権限を有する取締役の名

(11) 広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容

新聞広告である時は(7)(8)(9)を示さなくてもよい。

(b) 当該広告が Condominium 建設開及び建設終了予定年月に係る詳細を示していないラジオ広告

(c) 当該広告が以下に係る詳細を示していないテレビ広告

(1) 建設開始年月及び建設終了予定年月

(2) 広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容

(d) 当該広告が以下に係る詳細を示していない看板広告もしくは看板広告に近似した広告

(1) 建設開始年月及び建設終了予定年月

(2) Condominium を建設する土地の位置、土地登記書番号、事業地の面積、及び土地区画と Condominium 立地場所を示す設計図

(3) 広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容

(七) Condominium 法に基づき Condominium 登録された Condominium 内のユニット販売の広告内容

(a) 以下の詳細を示していない新聞もしくは印刷物での広告内容

(1) Condominium 登録番号

(2) Condominium を建設する土地の位置、土地登記書番号、事業地の面積、及び土地区画と Condominium 立地場所を示す設計図

(3) その Condominium の階数及びユニット数

(4) 同じ棟の Condominium 内に居住用もしくは事務用のユニット、あるいは居住用と事務用のユニットがあることを示す内容

(5) 販売ユニットの金融機関、自然人もしくは法人に対する拘束義務の有無を示す内容

(6) Condominium 法に基づきユニットの所有者が支払わなければならない費用及び税額に係る内容

(7) Condominium 法で規定された以外のユニット外部の個人財産もしくは共有財産のリスト及び規模

(8) Condominium 事業者の名及び住所、及び法人である場合は登録資本金、払込済み資本金、マネーシング・ダイレクターもしくは代表社員、あるいは法人を拘束する署名権限を有する取締役の名

(9) 広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容

新聞広告である時は(4)(6)(7)を示さなくてもよい。

(b) 当該広告が Condominium 登録番号及び Condominium 登録人の名、住所に係る詳細を示していないラジオ広告

(c) 当該広告が以下に係る詳細を示していないテレビ広告

(1) Condominium 登録番号及び Condominium 登録人の名、住所

(2) 広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容

(d) 当該広告が以下に係る詳細を示していない看板広告もしくは看板広告に近似した広告

(1) Condominium 登録番号及び Condominium 登録人の名、住所

(2) 事業地の位置、面積、及び土地区画と Condominium 立地場所を示す設計図

(3) 広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容

- (八)土地分譲による土地販売広告内容。このとき建物付での土地販売かどうかを問わない。
- (a)以下の詳細を示していない新聞もしくは印刷物での当広告内容
- (1)分譲事業地の位置、土地権利書の番号、分譲地の面積、及び分譲許可書取得が必要な場合は土地分譲報に基づく分譲許可書の番号
- (2)土地及び建物が金融機関、自然人もしくは法人に対し拘束義務を有しているかどうかを示す内容
- (3)建物付土地販売の場合は建物の建設開始年月と建設終了予定年月
- (4)契約に基づく支払いが完了した時の土地の権利譲渡がいつになるかを示した内容
- (5)土地分譲に係る規定で定められたほかに公共施設及び公共サービスとなる財産のリストと規模
- (6)土地分譲者、土地における権利保持者、及び土地販売事業者の名及び住所、及び法人である場合はその登録資本金、払込済み資本金、マネージング・ダイレクターもしくは代表社員、あるいは法人を拘束する署名権限を有する取締役の名
- (7)広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容  
新聞広告である時は(5)を示さなくてもよい。
- (b)建物付土地販売である場合、当該広告が建設開始年月及び建設終了予定年月に係る詳細を示していないラジオ広告
- (c)当該広告が以下に係る詳細を示していないテレビ広告
- (1)建物付土地販売である場合、建設開始年月及び建設終了予定年月
- (2)広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容
- (d)当該広告が以下に係る詳細を示していない看板広告もしくは看板広告に近似した広告
- (1)建物付土地販売である場合、建設開始年月及び建設終了予定年月
- (2)広告の写真が実地撮影のものかイメージ写真であるかどうかを示す内容
- (九)視認できずははっきりと読めない、もしくは新聞及び出版物の広告内容において文字の天地の高さが二ミリメートルより小さい、あるいは看板広告または看板広告に近似した広告において文字が天地の最も大きな文字の三分の一よりも小さい、あるいは広告の詳細について消費者がどこで得られるか示していない(6)(7)(8)に基づく広告内容は、消費者に対し不当な内容、もしくは社会全体にとって損害を生じせしめる内容であるとみなす。

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第八号(仏暦二五四〇年)(認証協会についての規定)

(前文省略)

#### 第一項

本省令において、

「協会(サマーコム)」とは、消費者保護の目的もしくは商業上の不正競争に反対する目的を有した協

会を意味する。

「理事会(カナ・カマカーン)」とは、協会の理事会を意味する。

「理事(カマカーン)」とは、協会の理事を意味する。

## 第二項

消費者の権利侵害に係る告訴権限を有するために認証を申請する協会は、少なくとも以下の会員と理事に係る定款を有していなければならない。

(一) 会員は、全会員の三分の二以上の会員がタイ国籍者でなければならない

(二) 協会の理事は、全理事数の三分の二以上の理事がタイ国籍者でなければならない

(三) 協会の理事は七人以上でなければならない、会員総会で以下の資格のある会員から会員が投票選出する

(a) 満二十歳以上である

(b) 品行方正である

(c) 無能力者もしくは準無能力者でない

(d) 破産者でない

(e) 確定判決で禁固刑を受けたことがない。ただし過失罪もしくは軽犯罪を除く

(四) 理事の任期は一期二年以下とする

(五) (四) に基づく任期に基づく退任のほかには理事は以下の時に退任する。

(a) 死亡した

(b) 辞任した

(c) 会員資格を失った

(d) 無能力者もしくは準無能力者となった

(e) 破産者となった

(f) 最終判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪もしくは軽犯罪を除く

(g) 会員が全会員の過半数をもって退任を決議した

任期切れ以外の他の事由をもって理事に欠員が出た時、三〇日以内に補欠の理事を選出し、補欠の理事の任期は前任理事の残り任期と同じとする。

(六) ある理事が不誠実な行為をなした、もしくは消費者が不利となるような不適當な行為をなした、あるいは消費者保護委員会の規則に従わなかった場合、全会員数の五分の一以上、もしくは一〇〇人以上の会員の連名で総会を召集することができる。

(七) 理事会の会議は全理事数の半数以上の出席をもって成立する。

会議の決定は多数決によってこれをなす。理事一人は一票を有し、票数が同数の時は会議の議長が決定票を投じる。

理事会の会議で、ある理事の利害関係に係る件について審議するときは、その理事は会議に参加する権利を失う。

(八) 総会では消費者保護委員会事務局が会議のオブザーバーとして派遣した者のオブザーバー参

加を承諾しなければならない。

### 第三項

告訴に係る手続きで協会は、以下の規則において協会の手続き方法を定めなければならない。

(一)消費者の権利侵害に係る事件で協会が告訴する前に、協会の理事会は法学士以上の資格を有する者を訴訟監査人に任命し、訴訟手続きにおける法律上の意見を具申する義務を果たさせなければならない。

(二)協会の会員が自己に代わって協会に損害賠償を請求するよう求めた場合、協会は損害賠償請求委任書の作成、証拠の収集、及び訴訟準備において協会の会員を支援しなければならない。当該委任書には二人以上の証人が署名を付す。

(三)協会が告訴した時、告訴した日から七日以内に消費者保護委員会事務局に告訴状の謄本を送付する。

(四)協会が告訴した事件で判決があった場合、協会は裁判所が判決を下した日から七日以内に消費者保護委員会事務局に判決文の謄本を送付する。

(五)協会が訴訟を取り下げる場合、七日以上前もって消費者保護委員会事務局に通知しなければならない。

(六)告訴において協会は消費者に金銭もしくは財産を請求してはならない。ただ協会の会員に代わっての損害賠償請求委任に係る部分についての裁判所に支払わなければならない手数料はその限りではない。

(七)協会は本省令で増補された場合の詳細、もしくは消費者保護委員会が定めたところのその他の場合の詳細において、告訴に係る協会の手続き規約に従わなければならない。

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第九号(仏暦二五四〇年)(協会の認証についての規定)

(前文省略)

### 第一項

消費者の権利侵害に係る告訴権を有する協会として認証するよう消費者保護委員会に認証申請する協会は、消費者保護委員会が定めた書式に従い消費者保護委員会事務局に申請書を提出する。

### 第二項

消費者保護委員会事務局が証拠とともに申請を受理し、協会の登録証明書及びその他の証拠全てを検査し、その認証申請の協会が仏暦二五二二年消費者保護法の第四〇条に基づく形態を有していると判断した時、消費者保護委員会事務局の公開された場所に協会名、協会理事名を告示するとともに、ラジオ放送において三日間告示する。反対者がいないとき消費者委員会事務局は消費者保護委

員会にその認証申請書を提出し、審査を受ける。

反対者がいる場合は、消費者保護委員会事務局は事実関係の検査を進め、証拠を収集した上で消費者保護委員会に認証申請書の提出と共にその意見を具申する。

#### 第三項

消費者保護委員会が協会認証を決議した場合、消費者保護委員会が定めた書式に従い認証書を発行し、官報に告示する。

#### 第四項

消費者保護委員会が認証しないことを決議した場合、消費者保護委員会事務局はその決議日から一五日以内に申請協会に通知書を送る。

仏暦二五二二年消費者保護法の内容に基づき制定された省令第一〇号(仏暦二五四三年)(係官の身分証明書についての規定)

(省略)

仏暦二五四一年ラベル統制商品の形態についてのラベル担当委員会布告

(前文省略)

#### 第一項

ラベル統制商品のラベルは、ふさわしい内容、絵図、模様、もしくは映像を示さなければならず、その内容は事実に合致し、その商品の重要部分について誤解を生じさせず、絵図、模様もしくは映像の意味について理解させる説明のために視認でき、はっきりと読めるタイ語あるいはタイ語と外国語の併記でなければならない。このとき第二項に従う。

第一段の内容は、輸出目的かつタイ国内では販売しない目的で製造されたラベル統制商品のラベルには適用しない。

#### 第二項

ラベル統制商品のラベルは以下を示さなければならない。

- (一) その商品が何であるかを認識させる商品の品目もしくは種類の名称。販売目的で注文もしくは輸入した商品である場合は製造国の名
- (二) タイ国内販売のための製造者の名、もしくはタイ国内で登録した商標
- (三) 販売目的で注文もしくは王国内に輸入した者の名、もしくはタイ国内で登録した商標
- (四) 販売目的の製造者、もしくは販売目的の注文者または輸入者の事業地

(五)その商品の規模もしくは大きさ、体積、あるいは重量を示さなければならない。単位については全スペル、略字、記号が使用できる。

(六)消費者をして商品の用途がわかるように、例えば木の床の清掃用かタイル床の清掃用か、あるいはプラスチック容器、もしくは陶器、表面加工容器が電気オープン用か、電子レンジ用か、冷蔵庫貯蔵用か使用方法を示さなければならない。

(七)消費者の利益になる使用についての、例えば冷蔵庫内の氷掘り出しに尖った物の使用を禁じるなどの、正しい使用もしくは使用禁止における説明

(八) (もしあれば) 警告文

(九) 製造年月日、もしくは使用期限年月日、あるいは(もしあれば) その商品の品質もしくは性質の効用における理解のための使用推奨年月日。

(一〇) パーツ表示の価格。他の通貨併記でもかまわない

### 第三項

ラベル統制商品のラベルを一ヶ所で第一項及び第二項に基づき正しく表示できない場合、例えば商品に全てを表示できない場合は、内容、絵図、模様もしくは映像を部分的に商品、もしくは容器・包装物に表示する、あるいは商品、容器・梱包物に挿入する、添付する、あるいは商品添付書類、取扱説明書に表示する、あるいは商品、容器・梱包物に添付した札に表示する。ただし全ての場所のラベル表示を合わせた時、視認でき、はっきりと読めなければならない。

### 第四項

ある商品が仏暦二五四一年消費者保護法(第二版)によって改定増補された仏暦二五二二年消費者保護法の第三〇条及び第三一条に基づくラベル統制商品である場合、タイ国内販売目的の製造者、及び販売目的の注文者もしくは輸入者を本布告に基づく商品ラベルの作成者とする。そのラベル作成は本布告が施行された日から六〇日以内になされなければならない。

本布告の布告前に、ある商品が仏暦二五二二年消費者保護法の第三〇条及び第三一条に基づきラベル担当委員会が布告規定したラベル統制商品である場合、当該布告に基づくラベルを有する商品は、本布告が施行された日から六〇日以内であれば引き続きそのラベルを使用できる。

### 第五項

消費者保護委員会事務局長を本布告の主管者とする。

### 第六項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は西暦一九九八年一〇月九日]

仏暦二五四二年ラベル統制商品の形態についてのラベル担当委員会布告(第二号)

(前文省略)

#### 第一項

以下を仏暦二五四一年ラベル統制商品の形態についてのラベル担当委員会布告の第三項の二、第三項の三、第三項の四として増補する。

##### 「第三項の二

以下のラベル統制商品は以下の条件下に第一項及び第二項に基づくラベルを貼付しなくてもよい。

- (一)工場内もしくは事業所内で使用する事業者に卸す商品はラベル貼付の免除を受ける
- (二)機械カテゴリーの商品、もしくは機械、自動車、耕運機、またはその他の車のカテゴリーの商品の設備、部品、あるいは電気機械または水ポンプ機、及び建築資材カテゴリーの商品は、第三項に全て従えないときは、価格表示及び第二項に基づくその他の内容を取扱い説明書、書類、プライスリストの末尾に表示する。
- (三)石油製品カテゴリーの商品はラベルを貼付しなくてもよい。

##### 第三項の三

機械油カテゴリーの商品は第一項、第二項に基づくラベルを作成し、機械油カテゴリーで商業登録局に登録したところに基づく液状潤滑油製品の標識と品質登録番号を表示する。

##### 第三項の四

調理ガスカテゴリーの商品は第一項、第二項に基づくラベルを作成し、調理ガスカテゴリーで商業登録局に登録したところに基づくガス充填者の標識を表示する。」

#### 第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は西暦一九九九年八月一三日]

仏暦二五四二年クレジットカード事業を契約統制事業に指定する契約担当委員会布告

(前文省略)

#### 第一項

本布告において、「クレジットカード(バットクレディット)」とは、現金での支払いの代わりに商品代金、サービス代金、もしくはその他の代金を支払うために、あるいは現金引出しのために、事業者が消費者に対し事業者が定めた原則及び方法に基づき発行したカードを意味する。ただし商品代金、サービス代金、もしくはその他の代金を事前に払い込んだカードは含まない。

本布告で別様に規定していない限り、クレジットカードにはデビットカードも含む。

第二項

クレジットカード事業を契約統制事業とする。

第三項

事業者が消費者と交わす契約は視認でき、はっきりと読めるタイ語の内容事項がなければならず、文字の大きさは二ミリメートル以上で、契約事項には以下の重要部分と要件がなければならない。

(一)クレジットカード使用条件の変更、利息の変更、違約金の変更、手数料の変更、その他サービス料金の変更、及びクレジットカード使用原則もしくはクレジットカードに係る契約事項の変更にあって、事業者は消費者に二ミリメートル以上の大きさの文字の大きさを有する文面で通知しなければならない。ここに、

(a) 三〇日以上前もって消費者に通知する

(b) 緊急の場合は、七日以上前もって郵便もしくは国内で流布しているタイ語日刊新聞公告で通知し、新聞公告での通知は当該変更についても一度同じ文面で通知する

(二)事業者が一部項目もしくは全ての契約の解約権を有する、あるいはクレジットカードの一時的な使用を停止する権利を有する消費者の契約違反について、事業者は赤字もしくは黒字、あるいは一般内容よりも目立つ文字で特に強調し、示さなければならない。

(三)消費者はいつでもクレジットカード使用契約の解約を申し出る権利を有し、サービス利用期間の残り期間の部分の割合に基づき、サービス利用手数料の返還を受ける権利を有する。

(四)消費者は事業者のクレジットカードサービスセンターにおいて、電話で、もしくはその他の通信手段で、あるいは同様に連絡可能なその他の方法で、一時的にクレジットカード使用の中止を求める権利を有し、事業者は当該通知を受け取った時に直ちに消費者のクレジットカードサービスを中止する。ここにおいて事業者はサービスを中止するまでの時間を定めることができるが、事業者が通知を受けた時点から五分以内とする。

(五)消費者が(四)に基づきクレジットカードの一時的使用中止を通知する場合、消費者は通知後に、もしくは五分間の時限を定めた場合はその時限が経過した後に発生した債務において責に任ぜられない。ただし事業者が消費者の行為によって生じた債務であることを証明できるときはその限りではない。

(六)消費者に対するクレジットカード使用から生じた金銭の支払い通知において、事業者は支払期限日から一〇日以上前もって消費者にカード使用明細書を送付する。

(七)事業者が商品販売者もしくはサービス提供者と、商品購入もしくはサービス利用で消費者が口頭もしくは文字で商品販売者、サービス提供者にクレジットカード番号を伝えることで商品もしくはサービスの代金を支払う意思を伝えるだけで事業者から金銭請求できるよう合意した場合、以下の契約事項がなければならない。

(a)消費者が当該商品販売者もしくはサービス提供者からの商品購入もしくはサービス利用を注文した者でないとクレームした場合、事業者は直ちに消費者からの金銭請求を中止する。あるいは金銭を徴収してしまった場合はただちに消費者に返還する。ただし事業者が消費者自身の行為によって生じ

た債務であることを証明でき、事後に消費者からの返還請求権を行使するときはその限りではない。

(b)商品購入もしくはサービス利用注文日から四五日以内において、あるいは商品もしくはサービスの引渡し期日から三〇日以内において、購入のキャンセルを求める消費者の権利は損なわれない。商品もしくはサービスの引渡し期日が文字によって定められている場合、消費者が商品もしくはサービスを受け取っていない、あるいは受け取ったが期日通りでなかった、または全部を受け取っていない、あるいは毀損していた、あるいは目的と合致していなかったことを証明できるとき、事業者は消費者からの金銭請求を中止する。あるいは金銭を請求済みの場合は、国内での商品、サービスの注文であれば消費者が通知した日から三〇日以内に消費者に返金する。国外での注文であれば消費者の通知日から六〇日以内に消費者に返金する。

(ハ)クレジットカード使用があった、もしくは消費者がカード使用明細書を請求したクレジットカードがあった場合、事業者は消費者にカード使用明細書を送付しなければならず、以下のように消費者のクレームの期限を定める。

(a)消費者が事業者からカード使用明細書を受け取った日から少なくとも一〇業務日以内。当該期限日の検討に当たって事業者は、カード使用明細書の輸送人及び輸送人の業務の日時を提示する義務を有する。

(b)消費者がカード使用明細書の一部項目の費用が正しくなく、消費者自身の過失もしくは不適正な行為がなかったことを証明できるときは、消費者の権利を事後に損なうものではない。ただし消費者は事業者からカード使用明細書を受け取った日から六〇日以内にクレームしなければならない。

#### 第四項

事業者が消費者と交わす契約は以下の形態を有する、もしくは同様の意味を有する契約事項を使用してはならない。

(一)消費者が文面によって事前に通知されなかった事業者の発表もしくは原則に基づき拘束されることを定めた契約事項

(二)事業者の契約違反によって生じる事業者側の責任の免除もしくは制限である契約事項

(三)消費者の過失でないクレジットカード使用から生じる費用において消費者の責に任じる契約事項

(四)事業者が消費者に対して事前に通知せず、もしくはその事由を示さずに、事業者がいつでも消費者からクレジットカードの返還を請求する、あるいは廃止できる権利を付与する契約事項

(五)消費者に事業者に対する責任性の否定以上の事由提示をさせずに、事業者をして消費者への商品販売者もしくはサービス提供者に金銭を支払わせる契約事項

#### 第五項

第三項(三)の契約事項は、本布告が施行される前に締結された別段の合意のあるクレジットカード契約には、クレジットカードに基づく期限が来るまで、もしくは本布告の施行日から一年が経過するまでのどちらか短い期限内は適用しない。

本布告は仏暦二五四二年(西暦一九九九年)一月二六日より施行する。

仏暦二五四二年クレジットカード事業を契約統制事業に指定する契約担当委員会布告(第二号)

(前文省略)

仏暦二五四二年クレジットカード事業を契約統制事業に指定する契約担当委員会布告の第三項(一)にある「利息(アトラードクピア)」の語句には、クレジットカード利息を変更させるMRRレート(最優遇小口貸出金利)の変更までは意味しない。

仏暦二五四二年一月三〇日布告  
(消費者保護法おわり)